**平成２３年（フ）第７３８号**
横浜市磯子区東町18番８―705号
債務者　北原　謙一
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第７５０号**
横浜市西区赤門町２丁目19番地６　グローバルハイツ赤門406号
債務者　大平　英明
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第７９号**
岡山市北区今保117番地１　サンシャイン今保102
債務者　寺本　直樹
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４２号**
北海道旭川市永山７条11丁目２番９号　コーポ雅102
債務者　関澤みどり（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２３６２号**
東京都品川区豊町２丁目３－１
債務者　渡邉摩里子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月２日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第７１２号**
横浜市南区榎町２丁目68番地　太田屋ビル301
債務者　石井　悦子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第７１５号**
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港３号棟202号室
債務者　佐野　悦子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第７１６号**
横浜市中区石川町５丁目215番地の１
債務者　中田　淳子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１４６号**
愛知県幡豆郡吉良町大字吉田字宮前40番地50
債務者　犬塚美由紀
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月23日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第４３６０号**
東京都港区芝１丁目８―23―1107
債務者　千葉　純子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第７３６号**
横浜市港北区綱島西２丁目16番４―503号
債務者　池本　美恵
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４２号**
広島県福山市木之庄町２丁目13番３号　レオパレス木之庄102号、住民票上の住所高知県安芸市下山261番地
債務者　東岡　　誠
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２３年（フ）第４２２６号**
東京都大田区南六郷２丁目22―２―201
債務者　岩崎　悦子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第４３０８号**
東京都足立区江北２丁目14―25―201
債務者　玉川　政明
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

## 財産状況報告集会等の期日変更

**平成２１年（フ）第１０９号**
千葉県勝浦市墨名135番地
破産者　株式会社屋代工務店
財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月１日午前11時
平成23年３月24日　千葉地方裁判所一宮支部

**平成２１年（フ）第１１０号**
千葉県勝浦市墨名137番地の１
破産者　屋代　守久
財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月１日午前11時
平成23年３月24日　千葉地方裁判所一宮支部